## 静岡県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年2月12日

静岡県監査委員 山 下 和 俊 静岡県監査委員 松 本 早 巳 静岡県監査委員 良 知 淳 行 静岡県監査委員 阿 部 卓 也

監査対象機関	監査結果報告年月日
知事直轄組織知事戦略局広聴広報課	令和6年9月30日

## 【監査の結果】

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 通勤手当の不正受給

3 内 容 知事戦略局広聴広報課の会計年度任用職員は、令和2年4月から令和6年

4月までの49か月間、通勤届では往路復路ともバスを利用する旨を届け出な

がら、自転車で通勤し、通勤手当の差額273,888円を不正に受給した。

## 【措置の内容】

1 事案発生の原因

当該職員が、令和2年4月に通勤方法をバスから自転車に変更したにも関わらず、通勤届の変更を行わなかったことが原因です。なお、当該職員は通勤届の変更が必要であるという認識はあったとのことです。

2 事案発生後の措置

過払いとなった通勤手当273,888円について、過年度返納の会計処理を行い、返納通知書を当 該職員に送付し、指定の納期限内に返納されました。

3 再発防止策

令和6年5月に班単位でコンプライアンス意見交換を実施し、課内の職員全員に対して、通 勤届の提出内容と実際の通勤状況についての確認を行いました。

また令和6年7月5日、人事課からの綱紀の厳正保持に係る通知を受け、課内全員に周知を 行いました。

今後も機会を捉えて通勤届の確認の徹底を行い、再発防止に努めます。

監査対象機関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
知事直轄組織デジタル戦略局統計調査課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 会計年度任用職員の休暇等承認申請(請求)簿の記載誤り

3 内 容 デジタル戦略局統計調査課は、会計年度任用職員の休暇等承認申請(請求)

簿の記載を誤り、本来、年次有給休暇残日数から時間単位年休を減算すべき ところを加算していた。この誤りにより、報酬に2時間分に相当する2,278円

の過払いが発生した。

## 【措置の内容】

#### 1 事案発生の原因

会計年度任用職員が年次有給休暇を取得する際、紙で管理している休暇等承認申請(請求)簿への残日数の記載が誤っていましたが、所属内でのチェックが十分に行われず、記載誤りを発見することができませんでした。また、会計年度任用職員報酬を支出する際に作成する出役表の所属内決裁時に、休暇等承認申請(請求)簿の写しを添付していましたが、記載誤りに気付くことができませんでした。

### 2 事案発生後の措置

過払いとなった報酬2,278円について、過年度返納の会計処理を行い、返納通知書を当該職員 に送付し、指定の納期限内に返納されました。

### 3 再発防止策

休暇等承認申請(請求)簿の決裁の都度、人事課から配布されている年次有給休暇の残日数を計算する「年休計算シート」の使用を徹底するとともに、人事課作成の「休暇取得時チェックポイント」を添付、複数人でのチェックを行い、誤りがないことを確認することとしました。

併せて、紙面の休暇等承認申請(請求)簿による管理とは別に、休暇取得の都度、確認者が新たに作成した管理用エクセルファイルに入力することにより、年次有給休暇の残日数を管理・確認するとともに、月末の出役表作成時に、休暇等承認申請(請求)簿と管理用エクセルファイルを突き合わせることで、残日数の記載に誤りがないことを確認することとしました。

監査対象機関	監査結果報告年月日
知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名

地域社会のDX及び行政のデジタル化推進

3 内容

県では、令和4年度から「ふじのくにDX推進計画」に基づき、「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」を基本理念として、地域社会のDXや行政のデジタル化等を推進しています。

地域社会のDXの推進に関しては、デジタルデバイド対策として、地域の中でスマートフォン等のデジタル機器に不慣れな人の相談役として活躍する「ふじのくにデジタルサポーター」を育成しています。今後も、育成したサポーターが地域で活躍できるよう計画的な育成を進めてください。

また、行政のデジタル化の推進に関しては、「行政手続のオンライン化対 応済割合」を目標値(2025年度:80%)に設定していますが、2023年度現在、 42.3%と進捗が芳しくない状況です。利用者の利便性の向上と業務効率化が進 むよう関係所属の支援に取り組んでください。

さらに、市町のDXの推進に関しては、国が自治体に令和7年度までに情報システムの標準化・共通化の対応完了を求めており、支援窓口の設置やアドバイザー派遣等による支援を行っています。「情報システムの標準化・共通化が完了した市町数」を目標値(2025年度:35市町)に設定していますが、2023年度現在、標準化・共通化が完了した市町はありません。各市町の課題を収集・分析し情報共有をするなど、広域的な取組を行い、市町がシステム移行に遅れることのないよう、効果的な支援に取り組んでください。

### 【措置の内容】

デジタルサポーター育成事業については、令和5年度時点で合計844人のサポーターを育成しており、令和6年度からは新たに視覚障害者・聴覚障害者支援の講座も実施しています。引き続きより多くの方に受講いただけるよう広報に力を入れると共に、サポーターとなった方が地域の身近な相談役となるよう活動事例集の作成・配布をするなどし、事業を推進していきます。

「行政手続のオンライン化対応済割合」については、調査を開始した令和3年7月時点の対応済割合は27.8%であり、令和5年3月時点には36.3%、令和6年3月時点には42.3%と一定の進捗は見られるものの、増加率が鈍化しており、目標達成に向けては一層の取組強化が必要な状況となっています。

これまで、県においては、押印の廃止などの制度改正を進めるとともに、汎用電子申請システムの利用拡大や電子決裁の推進、事務手数料等の電子納付サービスの導入、電子契約の導入など

に取り組み、行政手続のオンライン化を推進してきたところです。

これら既存の取組に加え、令和6年度は各所属が抱える課題をより詳細に把握・分析しオンライン化に向けた解決策を検討するため、新たにアンケート調査やヒアリングによる業務可視化等を業務委託により実施しております。この結果を踏まえ、令和7年度以降は行政手続のオンライン化に向けて具体的な取組を展開していきます。

情報システムの標準化・共通化については、国による仕様書の作成が遅れたこともあり、多くの市町において移行作業が令和7年度に集中していることから、令和5年度末時点では、標準化・共通化が完了した市町はありませんでした。移行作業を円滑に進められるよう、各市町の課題を収集・分析し情報共有するなど、引き続き広域的な支援に取り組んでいきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
危機管理部原子力安全対策課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 建設工事の不適切な工事計画

3 内 容 原子力安全対策課は、令和5年度に実施した東名高速道路浜名湖サービス エリアにおける倉庫設置工事において、令和6年3月22日に倉庫設置を行う 予定であったが、道路交通法に基づく道路の使用の許可を受けていないこと

や、施工重機の運搬方法の見直しが必要であることが判明し、年度内の完了

が困難となったため、所期の目的である倉庫設置を取り止めた。

また、倉庫の運搬や重機の特殊車両通行許可申請は実施したため、その費用(直接工事費の設計額285,000円に経費率と落札率を乗じた金額)は支払った

### 【措置の内容】

高速道路のサービスエリア内の工事であったこともあり、対象エリア及び道路の管理者である中日本高速道路株式会社から得られる情報をもとにして、工事実施に必要な手続きを進めていましたが、県警との協議・手続きの必要性を認識するのが遅れました。

倉庫の設置については、令和5年度に準備した基礎部分に倉庫を運搬し、設置する業務を、関係機関との協議等を実施して、12月に完了しました。

今後は、工事実施に必要な手続について、事前に、他部局の技術職員も含めた当該工事に知見のある職員等に充分に確認し、チェックリストにまとめ、工事発注の際、当該チェックリストに基づき、発注者と施工業者の双方で、必要な手続きを確認できるようにした上で、期間に余裕をもって交通管理者や道路管理者などの関係機関と協議・調整を行うこととします。

監査対象機関	監査結果報告年月日
危機管理部危機情報課	令和6年9月30日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

進しています。

3 内 容 危機管理部では令和元年度に総合防災アプリ「静岡県防災」の運用を開始し、令和6年6月末時点でダウンロード数は29万件を超えています。また、この防災アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合を100%とする目標を掲げ、自主防災組織の防災力の向上を図るために、自主防災組織ごとの防災力を可視化できる「地域防災力見える化」機能を防災アプリに搭載して活用を促

市町の取組成果としては、当該機能を利用した自主防災組織が、それぞれの市町にあるかどうかを防災アプリの管理者機能により把握しており、防災アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合は、令和4年度に12.3%、令和5年度に31.0%としています。

一方で活用の優良事例が把握されておらず、これでは防災アプリが利用されたか否かの確認に留まり、活用状況について確認がされているとは言えません。 県としては、防災アプリの活用状況を含む自主防災組織の活動実態を把握し、 効果的な防災アプリの活用方法を積極的に提案するなど、地域の防災力の向上 が図られるよう取り組んでください。

### 【措置の内容】

# <意見に対する今後の回答>

自主防災組織における総合防災アプリ「静岡県防災」の活用については、一般のユーザーのようにアプリをインストールするだけではなく、自主防災組織毎に割り振られた I Dを入力する必要があることから、自主防災組織役員を対象とした研修会等が開催される機会を通じて周知啓発を行っているところです。

今後は、自主防災組織実態調査(アンケート調査)はもとより、自主防災組織の代表者等で構成される「地域防災活動推進委員会」や令和6年度から県と市町の担当職員の意見交換のために 実施している「地域防災の推進に関する意見交換会」など、様々な場面を通じて、自主防災組織 の活動実態を把握していきます。

また、上記の自主防災組織役員を対象とした研修は、地域から好評をいただいているところであり、今後も、こうした研修を継続し、当該アプリの普及を図るとともに、総合防災訓練や地域防災訓練などにおいて、当該アプリの効果的な活用を啓発するなど、より一層地域の防災力の向上に取り組んでいきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
経営管理部職員厚生課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 地方職員共済組合負担金の過払い

3 内 容 福利厚生課は、地方職員共済組合負担金の支払いに当たり、請求金額の確

認が十分でなかったため、平成30年度から令和4年度までの5年間で388件

29,623,890円の過払いを発生させた。

### 【措置の内容】

本件は、地方職員共済組合静岡県支部(以下「地共済県支部」)における事務引継書の内容が曖昧だったため、担当者が負担金を算出する県システムの処理内容を正確に認識しておらず、必要なシステム外の事務手続を行っていなかったこと、福利厚生課が地共済県支部で適切に手続を行われていると認識し、県が納めるべき負担金額が適正であるかを十分に確認していなかったこと、さらに、歴代の管理監督者も結果としてその状況を把握していなかったことから発生したものです。

判明した県の過払い金は、令和5年9月26日に地共済県支部から県へ全て返還されています。 本件を受けて、地共済県支部では、負担金の事務処理を適正に実施できるよう「事務引継書」 及び「事務処理マニュアル」を見直し、改定しました。

また、県では、これまでシステム外の事務手続で行っていた負担金の算出もシステムで対応できるよう、令和6年11月までに県システムの改修を行いました。

今後も、事務引継書やマニュアルの確認・見直しを継続的に行うとともに、負担金額のチェックを徹底し、再発防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
経営管理部資産経営課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 備品の不適切な管理

3 内 容 資産経営課は、長期間にわたり備品の現物確認を行わなかったことによ

り、機器収納テーブル6台及び3段ガラス戸付き書類収納庫1台を亡失し

た。

### 【措置の内容】

物品亡失の原因は、設置場所が容易に立入りできない箇所であったり、物品台帳の記載不備で設置場所が不明であることなど、照合作業を行いにくい状況にあったため、物品台帳と備品現物の照合作業を過去、完全には実施できず、備品が処分された際にその事実を把握できなかったためと推察されます。

令和4年度以降、年1回程度、保管する備品の確認を行い、物品担当者が異動する際には備品の保管場所や状況、備品処分・所属換等の際には調書の作成をすることについて引継ぎを徹底しました。今回の物品亡失報告はその結果発生したものです。

また、設置場所の変更時等には物品台帳の内容を更新し、所在を明確にすることとしました。 今後も物品台帳と現物の照合を継続的・定期的に実施し、台帳の整理、適時の調書作成など適 切な物品管理を行うとともに、担当者の異動にあたっての引継ぎも徹底していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
経営管理部資産経営課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 庁舎等使用料の調定誤り (同種事案の発生)

3 内 容 資産経営課は、令和4年度から6年度までの行政財産使用許可に係る使用 料の算定を誤り、令和4年度及び5年度に、過徴収8件13,560円を発生させ た。

> また、令和5年11月に、使用料を訂正し、過徴収分を還付したが、その後 も根拠書類の確認を怠り、令和6年度の使用料の調定金額が誤っていた。

> 同課には、前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びついていなかった。

# 【措置の内容】

本件は、建物と土地のみの場合において計算方法が異なるにも関わらず、土地のみの使用許可で本来加算するべきでない消費税相当額分を加算したことが、令和4年度及び5年度分において 過徴収となった直接の原因です。

また、令和4年度から6年度分の3年間分の約200件の行政財産更新使用許可をまとめて更新する起案を、年度末の令和4年3月30日に駆け込み的に処理した結果、組織内でのダブルチェックによる確認が不十分となり算定誤りを発見できなかったものです。

なお、令和6年度分の調定起案時には、令和5年度に施行した使用料訂正通知の内容とその根拠書類との照合が不十分だったため、調定誤りが再度発生しました。

このため、事案の発生後直ちに課内で情報共有を図り、使用許可起案及び調定時には、ダブル チェックと根拠書類の照合を改めて徹底することとしました。

さらに、3年ごとの使用許可更新事務を令和6年度末に処理するため、再発防止策を検討しま した。

建物分と土地分を合わせた条件の異なる約200件分の使用料の算定を、同一の使用料算定シートを使用して一括処理する場合、算定誤りを発見しにくいと考え、算定シートを年度及び建物(本館・東館・西館・別館・中央ビル)・土地ごとに分けて作成し、準備段階で、算定シートを年度及び建物・土地ごとに作成し、事前決裁を受けました。

さらに、申請書の提出依頼を令和6年11月に前倒しで施行し、申請書の提出があった都度、申請者ごとに審査・起案を行う等、時間に余裕をもって審査を行っています。

監査対象機関	監査結果報告年月日
経営管理部総務課	ATR C (T O F 0 O F
経営管理部税務課	令和6年9月30日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 財務事務所の不祥事案件に対する再発防止策
- 3 内 容 下田財務事務所は、令和3年度から「事務放置による個人事業税の課税漏れ」「不動産取得税の課税誤り」「事務放置による法人二税の不適切な事務処理」と3年連続で重大な不祥事が発生し、監査意見も発出しているところです。

下田財務事務所として再発防止に取り組んでいますが、事務所規模に比べ 扱う税目数が多く、また、若手を中心とする職員構成となっており、下田財 務事務所だけでは抜本的な解決が難しいと考えます。

財務事務所は県税の課税及び徴収を行う機関であり、県民との信頼関係の 維持が特に重要な機関です。

下田財務事務所において重大な不祥事が連続発生している原因を、様々な 視点から注意深く分析し、組織体制や職員の配置の見直し等を含めた再発防 止の取組について検討してください。

## 【措置の内容】

下田財務事務所では、3年連続で不適正な事務処理が発生していますが、不適正処理が発生した要因としては、事務が担当者1人任せになっていたこと、事務の進捗管理が適正にできていなかったこと、制度に対しての認識が足りない部分があったことであると考えています。

特に下田財務事務所は若手職員が多いという状況の中で、若手職員には柔軟な発想やフットワークの軽い対応が可能な面もありますが、一方で職務経験がまだ浅く、専門知識の習得途上にあるため、業務の遂行に当たっては個人の質を高めることに加えて、周囲からの指導や助言などの適切なサポートが必要です。

また、下田財務事務所では、件数が少ないとはいえ、扱う税目数が多く、担当者が1人で1税目を担当するような状況もあり、事務所内での教育や相互協力が難しい状況もあります。

これらの状況を踏まえると、再発防止に向けては、事務処理マニュアルの見直し、研修や相談 体制の充実、財務事務所の横の連携の強化により職員の専門性を高めていくことや、組織的なサポート体制を充実していくことが必要と考えています。

このことから、令和7年度に向けて、業務マニュアルの整備や見直し、他の財務事務所との実務的な横の連携体制の強化、税務課の相談機能の強化等の取組について総務課、税務課、下田財務事務所、沼津財務事務所等で連携して具体的な検討を進めていきます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
経営管理部行政経営課	AT- 4 F 0 F 00 F
経営管理部人事課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 内部統制制度の充実強化

3 内容

地方自治法の改正により内部統制制度が導入されてから4年が経過し、令和6年3月、国において「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の見直しが行われたところですが、本県においても内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制制度の充実強化に取り組んでください。

(1) 令和2年度から5年度までの間に、内部統制の対象となる29リスクのうち12リスクについては不備が検出されていないことから、内部統制推進部局は、これらを現行のまま対象リスクとして挙げることの妥当性を検証するとともに、「重大な不備」として検出されたリスクや不備が多く検出されているリスク、定期監査等において監査結果が多数生じている事項等への対応の充実化を図ってください。

また、令和5年度歳入歳出決算附属書類において、過去の財産に関する 調書について記載漏れがあったことが判明しました。決算書の計数は正確 でなければならないことから、当該事項についてもリスクの対象とするこ とを検討するなど内部統制制度の充実強化により、正確な決算附属書類を 含む歳入歳出決算書を作成してください。

(2) 内部統制評価部局である行政経営課は、本県における内部統制制度の制度所管課として、制度の全般的な運営や職員への制度周知等の事務を担っています。しかし、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月(令和6年3月改定)総務省)において、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められていることに鑑みて、この体制が妥当であるとは言えません。内部統制制度所管課、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、内部統制推進部局が主体となって内部統制制度全般を所管するなど、本県における内部統制の体制の見直しを検討してください。

#### 【措置の内容】

内部統制制度の運用に当たっては、制度の充実強化に向け、評価結果や監査委員の意見等に基づき、以下の事項に取り組んでいきます。

(1) 対象リスクは、内部統制制度導入時に「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、識別されたリスクの中から法に基づく内部統制制度の対象とすべきものとして、法令違反、契約違反、収入支出に係る金額誤り、県以外の第三者への迷惑行為等を、全庁的かつ重要性の高いリスクとして選定しました。

令和5年度には、個人情報の漏えい事案が多発したことを受けて、情報管理に係るリスクを細分化し、各所属がより具体的な対策を取ることができるよう取組を強化しました。また、令和5年度歳入歳出決算附属書類における、過去の財産に関する調書への記載漏れについては、推進部局において当該事項をリスクの対象とすることについて検討を進めています。

「重大な不備」が検出されているリスク等については、会計事務指導検査の指摘による 是正指導や研修で不備実例を示す等、職員に対する注意喚起を実施し、再発防止に努めて います。さらに、内部統制と連動して行っているコンプライアンス推進の取組において所 属ごとにチェックリストによる自己点検を行いながら、課題や改善点等について意見交換 を行うとともに、令和5年度から令和6年度にかけて知事部局全ての所属を対象に実施し た全庁特別監察において、組織として不適切な事務処理を防止する仕組みが取られている か等を確認しました。今後は、全庁特別監察を通じて得られた好事例等の共有を図るとと もに、繰り返される不祥事案の発生原因や対策の問題点を考察し、事務の適正な執行を確 保していきます。

対象リスクの妥当性については、発生頻度のほか、県民や県政への影響の度合等の質的 重要性も考慮する必要があると考えており、令和6年3月に改定されたガイドラインや現 況等を踏まえながら監査意見の内容を考慮して引き続き検証していきます。

(2) 本県では、副知事を本部長、各部局の部長代理を本部員とする内部統制推進本部会議を 設置し、同本部会議において内部統制の推進に係る基本的な方針及び制度の企画を行い、 全庁を挙げて内部統制を推進しています。

改定されたガイドラインでは、内部統制推進部局と評価部局の役割が明記されました。 本県では、これまでも必要に応じて内部統制推進部局の見直しを行うなど内部統制の体制 の充実強化に取り組んできたところですが、改定ガイドラインの趣旨、他都道府県の内部 統制の運用体制や本県の内部統制の運用状況等を踏まえ、本県の内部統制がより有効に機 能するための体制のあり方について引き続き検討していきます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
経営管理部人事課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 職員のコンプライアンス対策

3 内 容 コンプライアンスの推進については、庁内推進組織である「静岡県コンプ

ライアンス推進本部会議」及び外部有識者で構成する「静岡県コンプライアンス委員会」における意見等も踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づき取組が進められています。

しかしながら、令和5年度は、逮捕者が3人、懲戒処分が6件発生し、過去5年間で一番多く発生しています。県民の信頼が揺らがないように、職員に対し、服務規律の厳正保持や適正な事務執行等について継続的に注意喚起を行うなど、不祥事案件の根絶に向けて取り組んでください。

特に、令和5年度から6年度にかけて実施している全庁特別監察の結果を 分析するとともに、そこで得た情報を全庁的に共有し、組織として適切に業 務が行われる仕組みを整えてください。

また、不正行為通報窓口や各種相談窓口には、不適正な事務処理等の発見に繋がるような情報が寄せられるため、通報内容等をよく吟味し、適切に対処してください。

# 【措置の内容】

不祥事案件については、令和5年度は逮捕者が2年ぶりに発生し、全て公務外非行に関するものであったことから、公務外であっても高い倫理観をもって行動するよう、コンプライアンス通信の発行等により注意喚起を行い、再発防止に努めています。

そうしたなか、令和6年度も、逮捕者や懲戒処分案件が発生していることから、従来の注意喚起を継続して行うことに加え、繰り返される不祥事案件の発生原因や、これまでの対策の問題点を考察し、今後のコンプライアンス推進につなげるために、所属コンプライアンス担当者を対象とした特別研修を実施しました。

なお、当該研修では、外部有識者による講義と、全庁特別監察の実施から得られた好事例や不 適切な事例等の共有を図っており、今後も不祥事根絶に向けて全庁的に取り組んでいきます。

通報窓口等については、実際に内部通報を端緒として懲戒処分を実施した事例もあるなど、職員の不正行為等の発見に有効に機能していることから、引き続き階層別研修等で窓口の周知を行い、寄せられた情報には適切に対応していきます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課	令和6年9月30日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名

自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上

3 内容

くらし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適 正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運転 マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。

また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時の ヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者 に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込ん だ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりまし た。

そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。

これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に考えていかなければならない課題となっています。

一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校では、令和6年度から全学年で、自転車通学時のヘルメット着用を義務づけているところです。

つきましては、前記条例等に基づき、くらし・環境部、教育委員会、警察 本部で協力して、自転車運転マナーの向上や、自転車乗車時のヘルメット着 用率が向上するよう効果的で実効性のある取組を推進してください。

#### 【措置の内容】

くらし・環境部では、「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、関係部局のほか、教育委員会、警察本部など「静岡県交通安全対策協議会」の各機関と連携しながら、自転車事故防止や自転車乗車用へルメット着用の広報啓発を行ってきました。

令和6年9月末現在、県内の自転車関連交通事故件数は1,857件と前年同期比で278件(約13%)減少しています。

一方、自転車乗車用へルメットの着用率は全国平均より低い状況ですが、警察庁が令和6年7月に実施した調査では静岡県は13.1%であり、昨年の調査時と比較して2.5ポイント増加しました。

自転車乗車用へルメットの着用は法律上努力義務であることから、引き続き、自転車利用者自身がヘルメット着用の重要性を理解してヘルメットの着用が促進されるよう、SNS等による周知、各季の交通安全運動等での街頭啓発、高齢者を対象とする研修会やイベントでのヘルメット展示等により、幅広い世代の県民に対する啓発活動を推進していきます。

なお、通学で自転車を利用することが多い高校生への対策については、知事部局、教育委員会、警察本部の関係各課を構成員とした「高校生自転車事故防止対策会議」の場を活用して、自 転車事故の防止や自転車乗車用へルメット着用に係る課題等について共有し、関係各課と連携し て、自転車運転のルールの遵守やマナー向上、ヘルメット着用率向上に向けて効果的で実効性の ある取組を進めていきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
スポーツ・文化観光部政策管理局総務課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 技術派遣職員の給与等の市町への請求漏れ

3 内 容 政策管理局総務課は市町に派遣する技術派遣職員の給与について、県が当

該年度中に調定し、市町へ請求すべきところ、派遣団体である県が負担する ものと誤認識し、令和2年度から令和4年度までの間、合計21,963,122円の

請求をしていなかった。

## 【措置の内容】

本件は、技術職員の派遣に関する協定書内容についての認識不足や関係所属との連携不足が原因です。

今後は、県と市町の間で締結した派遣協定書(写)を制度所管課から受け取った際に、制度所管課に対して県として調定行為等、何か行うべきことがあるかどうかを確認します。

なお、制度所管課においては、市町及び派遣元所属担当者向けオリエンテーション資料の記載をわかりやすく修正しました。また、今後技術派遣実績のない部局が派遣を行う場合は、市町への請求手続について、所属総務担当に直接、具体的な説明を実施していきます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
スポーツ・文化観光部空港振興局空港管理課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 富士山静岡空港の経営状況の改善

3 内 容 富士山静岡空港では、平成31年4月1日から、公共施設等運営権制度を活 用した運営体制に移行し、運営権者となった富士山静岡空港株式会社が主体

的に空港運営を行っています。

県は、運営権者に求める要求水準の充足及び運営権者の経営健全性を確認 するため、モニタリングを実施しています。

令和5年10月に公表されたモニタリングの「経営」の項目では「赤字が継続しているが、借入は行わず、運転資金は確保されており、経営に問題は見られない」と評価がされています。

コロナ禍による航空事情の低迷など外的な要因が多いとはいえ、現運営体制に移行した令和元年度から赤字が継続しています。フローとストックは密接に関連しており、過去の利益の蓄積である財産は、一旦取り崩すと収益が出ない限り回復は困難です。借入がないから経営が安定しているとはいえません。

評価委員会からも、免税売店売上への依存による経営リスクを避けるため 他の収入源の検討をするようにという意見が出されています。

県は、運営権者の経営実態がより把握できるよう、中長期的な視点に立ち、 さらに踏み込んだモニタリングの実施に努め、経営の安定化を促してください。

### 【措置の内容】

令和6年度に県が実施したモニタリング(令和5年度事業評価)においては、令和4年度と比較し、運営権者の経営状況に改善が見られたものの、国際線の復便が計画より遅れたこと等により、赤字が継続していること等を確認しています。

県としては、経営改善に向けた課題の一つは、主な収入源である免税店売上以外の収入源確保 であると考えることから、「経営」の項目において「収入の多角化等も含め経営状況について注 視していく必要がある」と評価しています。

今後も、運営権者に求める要求水準の充足や経営健全性、評価結果等に対する対応状況につい て適切なモニタリングを実施し、経営の安定化を促します。

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康福祉部障害者支援局障害福祉課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 障害者手帳等とマイナンバー紐付けの誤り

3 内 容 障害者支援局障害福祉課は、障害者手帳情報等とマイナンバーの紐付け作 業において入力を誤ったことにより、一部のマイナポータルから他人の身体 障害者手帳の情報等が閲覧できる状態となっていた。

> 情報の紐付け誤り等の件数は、身体障害者手帳161件、療育手帳13件、精神 手帳9件及び精神通院医療15件であった。

なお、総点検を実施するために、令和5年5月11日から6年1月14日までの間、身体障害者手帳とマイナポータルとの情報連携を一時停止することとなった。

### 【措置の内容】

本件は、住基ネットでの照会によりマイナンバーを取得する際、本来であれば本人確認情報の うち基本四情報(氏名(フリガナ、漢字)、生年月日、住所、性別)を条件に検索すべきとこ ろ、氏名(フリガナ、漢字)、生年月日のみで検索していたこと、また、照会結果の照合を十分 に行わなかったことが、障害者手帳情報とマイナンバーとの紐付けを誤った原因です。

紐付け誤りの判明後、国マニュアルに基づく総点検を実施し、紐付け誤りのあった方へは文書 にて謝罪をしました。

再発防止に向けては、事務手順を詳細に記したマニュアルを整備し、住基ネット照会の際には、基本四情報による照会を徹底するとともに、複数人による確認体制を整えました。

また、令和5年度に引き続き、令和6年度も10月までに個人情報や情報セキュリティに関する研修を全職員が受講し、課内のコンプライアンス研修においても、特定個人情報等の取扱いについて再確認を行いました。

さらに、令和6年4月に厚生労働省の省令改正にあわせ、全ての障害者手帳届出申請書類にマイナンバー記載欄を設ける改正を行い、かつ申請窓口となる市町において、本人確認を徹底するよう周知しました。

また、申請書類に記載されたマイナンバーをシステムに入力する業務プロセスを構築するためのシステム改修を現在行っており、令和7年4月から稼働予定です。新システム稼働後も、情報連携の手順が適切であるか定期的に確認をしていきます。

今後もこれらの対策を徹底することにより、再発防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
健康福祉部健康局健康政策課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付

3 内 容 健康局健康政策課が委託した調査研究事業において、受託者が検査結果を

発送する際、誤って1人分のMRI画像(氏名、生年月日、性別、所見の記

載あり)を他人の通知に混入させ、個人情報が流出した。

### 【措置の内容】

受託者の発送担当者が3人で、封入物と宛先を確認しながら封入作業を行いましたが、誤って2人分のMRI画像をまとめて1つの封筒に封入したことに気付かなかったことが原因となります。また、MRI画像が郵送物に含まれない調査対象者もいたことから、本来封入されるべきMRI画像が封入されていないことに違和感を感じることがありませんでした。

本件発生を受け、本来MRI画像を受け取るはずだった方に対して謝罪し、当該MRI画像を お渡ししました。また、他人のMRI画像を受け取られた方に対しても謝罪しました。

再発防止策として、検査結果の封入前に、宛名と全ての書類の氏名が一致することの確認に加え、調査対象者ごとに送付書類の有無の一覧を作成し、封入すべき書類に過不足がないかを確認する手順を加え、確認体制の強化したことを確認しました。

その上で、委託先に対しては、個人情報の取扱いについて通知し、適切な実施体制の確保を指示しました。

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康福祉部こども未来局こども家庭課	令和6年9月30日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減

はつながっていない状況です。

3 内 容 本事業における収入未済額は年々増加し、令和5年度末における収入未済額の総額は、令和4年度末と比較して39,711千円増の799,919千円余となりました。未収金対策としては借受人の親と子双方への面接の実施や母子・父子自立支援員等による償還指導が実施されておりますが、収入未済額の減少に

こうした中、債権回収を強化する対策として実施している弁護士法人への 債権回収業務委託は比較的高い債権回収率となっており、滞納が長期化して いる回収困難な債権の回収に一定の効果を挙げています。

しかしながら、委託債権額については、令和3年度に53,592千円を新規に 追加し、117,866千円を委託してから2年間、新規分の委託を実施していませ ん。

増加する未済額縮減のためには、より効果的に実効性のある回収を進める 必要があることから、委託する債権を増やすなど効果的に外部委託を活用 し、収入未済額のより一層の縮減に努めてください。

#### 【措置の内容】

弁護士法人への債権回収業務委託は平成28年度から実施しており、令和5年度末までの委託債権額は累計で205,341千円となっており、そのうちの136,151千円を回収し、一定程度の未収債権の縮減に繋げたところです。

これまで毎年度、債権回収業務委託は実施しているものの、回収が困難となっている債権を複数年度に渡って同一の弁護士法人によって委託していることから、回収の進捗状況に応じて、追加の債権委託は、2~3年間隔(平成28年度、平成30年度、令和3年度)の頻度で債権の追加委託をしていました。

しかしながら、未収債権の回収額を更に増加させていくためには、追加の委託の頻度や委託する債権額を増やしていくことが必要となっています。

こうしたことを踏まえ、令和6年7月に計50,033千円の追加委託を実施したところです。

今後は、毎年度、定期的に追加の委託を実施することにより、収入未済額をより一層縮減する ための取組を推進していくこととします。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部健康局健康政策課	A.F. a.F. o. I. o. I.
健康福祉部健康局健康増進課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 健康寿命延伸に向けた高血圧対策の推進

3 内容

健康寿命延伸のための高血圧対策として、野菜マシマシプロジェクト、適 塩キッズ育成事業、しずおか健幸惣菜普及による食環境向上事業及び血圧測 定習慣化推進事業を展開しています。県民が高血圧を防ぐためにとるべき行 動は目新しいものはないため、改めて県民の意識をそこに向けさせるには、 関係機関と連携し、ポイントを絞った集中的な施策実施から県民参加による 継続的な県民運動のような取組に繋げていくことが必要であると考えます。

血圧測定習慣化推進事業において、令和4年度及び5年度の実証実験で得たデータを令和6年度に分析し、働く人の生活改善プログラムの改訂や保健指導用ツールの作成に生かすほか、働く人が家庭での血圧測定を習慣化し、医療機関の受診に対する意識啓発や健康意識の向上等を図るとのことですが、実証実験は2か年で計2,200万円余もの事業費を投じていることから、取得したデータ等を最大限に活用し、実効性のある取組となるよう努めてください。

### 【措置の内容】

脳血管疾患による死亡の減少に向けた高血圧対策については、県内12事業所の従業員を対象とした2年間の実証事業の結果から、健診では正常と診断されたが2ヶ月間の測定で高血圧に該当した者が約3割いるなど、家庭での血圧測定の重要性が確認できたこと、環境(血圧計、記録ツール等)や声かけ(事業所の意識)が血圧測定の継続要因として有効であることが明確化できました。

また、協会けんぽ版血圧手帳を作成、活用するなど、関係機関と連携し事業展開につなげることができました。

この成果や実績を活用し、令和6年度は働く人の生活習慣改善プログラムの改訂、血圧測定習慣化、動機付けマニュアルの作成を行い、令和7年度以降は包括連携協定締結企業等と連携した情報発信や高血圧対策キャンペーンの全県展開、保険者と連携した血圧測定習慣化の指導を盛り込んだ「働く人の生活習慣改善プログラム」の普及など、今後も実効性のある高血圧対策に取り組んでいきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
経済産業部就業支援局労働雇用政策課	令和6年9月30日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 多様な働き方導入事業の推進
- 3 内 容 就業支援局労働雇用政策課は、多様な働き方導入事業の推進として、テレ ワーク導入促進セミナー事業やテレワーク推進人材養成事業を実施していま す。

昨年度の監査で、令和5年9月以降に実施するとした令和4年度のテレワーク導入促進セミナー参加者のテレワーク導入状況調査の結果では、「制度を整備しており、必要な人がテレワークをできる」と回答した参加者はセミナー受講後に3人増加するに留まり、「制度は整備していないが、導入を検討中」と回答した人はセミナー受講後に5人減少しています。

また、令和5年度に実施したテレワーク推進人材養成事業では、社内のテレワークの導入体制を強化するため、「全体推進担当者」と「機器・ツール支援担当者」を対象としたコースを設定し、導入人材の養成を目的とした講座を3回実施しましたが、各コース定員30人のところ、参加者は最大で14人に留まり、3回目の講座では5ないし6人と減少しています。

テレワーク導入促進セミナー参加者への調査結果からテレワークの導入が進んでいるとは言えず、また、テレワーク推進人材養成事業への参加者が少ないという状況からも、事業者がテレワークを導入するための支援としてテレワーク推進人材養成事業を求めているとは言い難い状況です。

改正育児・介護休業法では、「事業主は柔軟な働き方を実現するための措置を講ずる」ことが義務づけられ、さらなる多様な働き方の導入が求められていることから、事業者が必要と考える支援を的確に把握するなど、ニーズにあった効果的な支援を行ってください。

#### 【措置の内容】

テレワーク導入促進セミナーやテレワーク推進人材養成講座については、令和2~3年度に設置した「テレワーク等導入研究会」おいて、テレワーク推進への課題として、現場を抱え導入が困難と考えられている業種への裾野の拡大が必要であること、企業内における導入・定着のための体制づくりが必要であることが挙げられたことを受け、実施したものであります。

御意見の令和4年度のセミナーや養成講座の参加者のテレワーク導入実績が伸び悩んだ点については、テレワークの導入には、社内の就業規則の改正や機器導入の検討に時間がかかることに加え、新型コロナウイルス感染症が徐々に収束していく中で、経営者の導入意欲が減退したもの

と分析しております。

また、令和5年度の養成講座の参加者数が伸び悩んだ原因としては、テレワークの導入が困難な業種を対象としている中で、企業ごとに異なるテレワーク導入のための課題に対し、企業の特性に応じたきめ細かな対応が十分にできる内容とはなっていなかったことが考えられます。

このため、令和5年度から実施している企業への巡回訪問におけるヒアリングで、企業のニーズを把握したところ、テレワークの導入に対し行政に求められる支援策として、「成功事例などの情報提供」、「テレワークという働き方の普及啓発」、「アドバイザーの派遣」などが多く見られました。

これら企業から寄せられたニーズを踏まえ、これまでの事業を一部見直し、「成功事例などの情報提供」や「テレワークという働き方の普及啓発」に努めるとともに、多様な働き方の選択肢のひとつとしてテレワークの導入が促進されるよう、個々の企業の特性に応じたきめ細かな支援の実施についても検討してまいります。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
交通基盤部都市局地域交通課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 不適切な補助金交付事務

3 内 容 都市局地域交通課は、令和4年度及び令和5年度に交付した新モビリティ

サービス推進事業費補助金において、補助金申請書の補助金交付申請額に消費税仕入控除税額等が含まれていることに気付かずに補助金交付事務を行

い、計909,091円を過大に交付した。

## 【措置の内容】

本件は、令和4年度の担当者が、補助金申請額に消費税仕入控除税額等が含まれていることに 気付かず、補助金を交付してしまったものです。また、令和5年度は、担当者が替わりました が、前年度と同様の処理を行ってしまいました。

両年度とも、担当者の消費税仕入控除税額等に対する理解が不足していたこと、班内でのチェック体制が機能していなかったことが不適切な補助金事務の主な原因です。

令和6年6月26日の予備監査で過大な交付が判明後、直ちに返還協議を開始し、令和6年8月8日に全額返還されました。

今後は、会計事務研修により職員の消費税仕入控除税額等に関する理解を深めるとともに、決 裁過程でのダブルチェックや上司による確認を徹底し、再発防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
交通基盤部都市局生活排水課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 個人情報を含んだUSBメモリの紛失

3 内 容 都市局生活排水課は、流域下水道維持管理業務委託に係る総合評価審査委

員10人の氏名、住所の個人情報等が保存されているUSBメモリを紛失し

た。

### 【措置の内容】

本事案については、所属内において情報資産の持ち出しに係るルールが徹底されていなかったこと、情報資産管理への認識が不足していたことが主な発生原因です。

事案発生後、速やかに総合評価審査委員に対する謝罪及び経緯の説明を行うとともに、再発防 止策として、所属内で情報セキュリティ研修を実施し、情報資産の持ち出しルール等の周知徹底 を図りました。

また、情報セキュリティ研修において意見交換を行った結果、所属として本件を重く受け止め、情報資産管理への認識を改めるため、全庁的に定められたルールに加え、公用USBメモリの庁外への持ち出しを原則禁止とするなどの所属内ルールを定めることとしました。

今後とも、所属内ルールについては、公用USBメモリの保管場所に常時掲示するとともに、 全庁的なルールと併せ、コンプライアンスミーティング等の機会を通じて継続した意識付けを図 ることにより、再発防止の徹底に努めます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
交通基盤部道路局道路企画課	A. T. A.
交通基盤部港湾局港湾企画課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名

伊豆半島における港湾を活用した海側からの緊急物資輸送の実現

3 内容

県では、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」(以下、「広域 受援計画」)において、南海トラフ地震の発生後4日目から、広域物資輸送 拠点から地域内輸送拠点への物資配送を開始することを目標としています。

伊豆半島への緊急物資は、県外から新東名高速道路 長泉沼津 I Cを経由して沼津市内や下田市内の広域物資輸送拠点に輸送された後、各市町の地域内輸送拠点に配送されることとなります。

緊急物資の輸送には、広域受援計画に基づく各拠点への進出ルートの確保 が前提となりますが、伊豆半島の道路は、山間部を中心に未改良区間や、法 面崩壊の危険箇所が多く残っており、南海トラフ地震が発生した際には道路 崩落等の被害により、進出ルートの確保が困難となる可能性があります。実 際に「令和6年能登半島地震」では、幹線道路の寸断により、物資輸送が妨 げられました。能登半島と地理的、社会的条件が類似する伊豆半島において も、南海トラフ地震が発生した際には同様の事象が発生するものと考えられ ます。

このような中、伊豆半島では、「静岡県みなと機能継続計画」に基づく防災拠点港湾や防災港湾(以下、「港湾」)の機能を早期に復旧させるための対策や、港湾の活用による「緊急物資海上輸送ネットワークの構築」、「命のみなとネットワーク形成」など、港湾における海側からの緊急物資の受入態勢の整備が進められています。このため、港湾で受け入れた緊急物資の各輸送拠点への輸送は、幹線道路が寸断された際の代替手段として有効と考えられますが、具体的な検討が行われていません。

港湾から各輸送拠点への物資輸送に向け、能登半島地震で得た知見も参考にしながら、広域受援計画を所管する危機管理部とも連携して計画策定や訓練等の検討・実施に取り組んでください。

#### 【措置の内容】

県では、「静岡県地域防災計画」及び「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」を踏まえ、物資輸送路の多重化や代替性を考慮して、海路も含めた緊急輸送ネットワークの構築を進めており、引き続き、道路の強靱化や、港湾・漁港の浚渫による海路の確保等に努めていきます。 能登半島地震で幹線道路が寸断し港湾を通じた被災地支援活動が行われたことを踏まえ、今 後、災害発生時に円滑に物資輸送等ができるよう、港湾から各輸送拠点等への物資輸送訓練の実施について、関係部局及び関係機関と検討します。

また、訓練を通じて、港湾から各輸送拠点等への広域的な輸送の観点を含め、防災に関連する計画を関係部局と検証します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
出納局会計支援課	令和 6 年9月30日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 内部統制制度の充実強化

3 内容

地方自治法の改正により内部統制制度が導入されてから4年が経過し、令和6年3月、国において「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の見直しが行われたところですが、本県においても内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制制度の充実強化に取り組んでください。

(1) 令和2年度から5年度までの間に、内部統制の対象となる29リスクのうち12リスクについては不備が検出されていないことから、内部統制推進部局は、これらを現行のまま対象リスクとして挙げることの妥当性を検証するとともに、「重大な不備」として検出されたリスクや不備が多く検出されているリスク、定期監査等において監査結果が多数生じている事項等への対応の充実化を図ってください。

また、令和5年度歳入歳出決算附属書類において、過去の財産に関する 調書について記載漏れがあったことが判明しました。決算書の計数は正確 でなければならないことから、当該事項についてもリスクの対象とするこ とを検討するなど内部統制制度の充実強化により、正確な決算附属書類を 含む歳入歳出決算書を作成してください。

(2) 内部統制評価部局である行政経営課は、本県における内部統制制度の制度所管課として、制度の全般的な運営や職員への制度周知等の事務を担っています。しかし、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月(令和6年3月改定)総務省)において、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められていることに鑑みて、この体制が妥当であるとは言えません。内部統制制度所管課、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、内部統制推進部局が主体となって内部統制制度全般を所管するなど、本県における内部統制の体制の見直しを検討してください。

## 【措置の内容】

内部統制制度の運用に当たっては、制度の充実強化に向け、評価結果や監査委員の意見等に基づき、以下の事項に取り組んでいきます。

(1) 対象リスクは、内部統制制度導入時に「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、識別されたリスクの中から法に基づく内部統制制度の対象とすべきものとして、法令違反、契約違反、収入支出に係る金額誤り、県以外の第三者への迷惑行為等を、全庁的かつ重要性の高いリスクとして選定しました。

現行の対象リスクの妥当性については、発生頻度のほか、県民や県政への影響の度合等の質 的重要性も考慮する必要があると考えており、見直しが行われたガイドライン等も踏まえなが ら、監査意見の内容を考慮して検証していきます。

また、「重大な不備」が検出されているリスク等については、会計事務指導検査の指摘による是正指導や研修で不備実例を示したほか、内部統制と連動して行っているコンプライアンス推進の取組や令和5年度から知事部局の全ての所属を対象に実施している全庁特別監察において、組織として不適切な事務処理を防止する仕組みが取られているか等を実地検査により確認するなどの対応を行っています。

令和5年度歳入歳出決算附属書類における、過去の財産に関する調書への記載漏れについて は、推進部局において当該事項をリスクの対象とする検討を進めています。

(2) 内部統制制度の整備・運用及び推進に係る方針については、これまでにも副知事を本部長、 各部局の部長代理を本部員とする内部統制推進本部会議において決定を行うなど、全庁を挙げ た内部統制の推進体制を構築しています。

令和6年3月には総務省がガイドラインを改訂し、内部統制推進部局と評価部局の役割が明記され、役割分担が明確化されたところであり、監査意見も考慮しながら、体制の見直しについて、関係各課と検討を進めているところです。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局教育総務課	令和6年9月30日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 障害者雇用の推進
- 3 内 容 教

教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、障害者雇用率達成に向けたロードマップを作成するとともに、事務局事務補助といった新たな職を創出し、教員の多忙化解消とも合わせたスクール・サポート・スタッフの配置を進めるなど、障害者の積極的な雇用に努めています。

しかしながら、法定雇用率達成という目標に着目すると、令和5年度では、法定雇用率2.50%に対し、実雇用率2.06%、令和6年6月1日現在の速報値では2.32%と、前年度から0.26ポイント改善したものの、令和6年度から2.7%に引上げられた法定雇用率を達成するためには、さらなる雇用に向けた努力が必要です。

自ら率先して障害者を雇用することは地方公共団体の責務であり、全国的には、令和5年6月時点ですでに31県が法定雇用率を達成しています。また、令和7年度から次期障害者活躍推進計画が始まり、さらなる雇用の推進に取り組む必要があることから、障害者雇用施策を所管する部局と連携して、予算の確保等必要な措置を実施し、早期に法定雇用率を達成するよう努めてください。

# 【措置の内容】

#### (1)課題等の確認状況

県教育委員会では、教職員の約9割を教員が占めており、教員の障害者雇用の拡大が必要です。しかし、教員免許状を持つ障害者が少なく、教員での障害者雇用が困難な状況にあることから、令和6年6月1日時点の障害者雇用率は、法定雇用率を下回っています。

法定雇用率の早期達成に向けて、障害のある教職員の職務の選定や創出を一層進めるととも に、障害のある教職員を含む全ての教職員にとって働きやすい職場環境を整えることが必要で あると考えます。

### (2) 改善措置

令和2年4月より、全ての事業所に障害者職業生活相談員を選任し、障害のある教職員に対応できる体制を整備しています。また、令和4年7月には、障害のある教職員が活躍できる働きやすい環境となるよう障害者活躍推進計画に沿った行動マニュアルを作成し、全ての教職員に周知しました。

職務の選定・創出の取組として、令和3年4月より、知的特別支援学校に、特別支援学校卒業生等を対象とした非常勤の実習支援員の職を設置し、さらに令和4年4月より、特別支援学校の事務室において事務補助を行う非常勤嘱託員の職を設置しました。また、新たな職の創出の取組として、令和5年4月より補助的・定型的な事務補助業務を行うワークステーションを本庁内及び各教育事務所内に、さらに令和6年4月より中央図書館内に設置箇所を拡大し、運営しています。

採用に関する取組として、令和6年5月の教員採用選考試験において「障害者特別選考」を 実施しました。

また、障害のある教職員にとって働きやすい職場環境の実現に向け、令和5年12月から令和6年2月にかけて障害のある教職員を対象にした職場等の満足度調査を実施しました。

## (3) 今後の取組

現行の障害者活躍推進計画の着実な進捗を進めるとともに、令和7年度から始まる次期計画では、教員や事務職員の障害者特別選考を継続して、正規職員の確保に努めるほか、小中学校のスクール・サポート・スタッフの拡充、令和8年度に設置を目指している総務事務の集約拠点での事務補助など、障害のある方が活躍できる職務の選定や創出に向けて、新たな予算の確保に努めながら雇用を拡大してまいります。

また、庁内関係部局と連携して、学校で働くことの魅力を障害のある方に広く知っていただく取組を強化してまいります。

これらの取組を通じて法定雇用率の早期達成を目指します。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局教育総務課	令和6年9月30日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 不祥事根絶に向けた取組
- 3 内容

教育委員会では、事案発覚時の初動対応フロー、過去に発生した事例を掲載した研修資料などの整備に加え、コンプライアンス通信の発行、児童生徒へのアンケートの実施といった全県での取組のほか、すべての学校で不祥事根絶取組計画が作成され、研修が実施されており、不祥事根絶に向けた取組を推進しています。

また、教職員向け、外部・保護者向け、児童生徒向けの3種類の通報窓口を設けており、通報から事案の発覚・処分につながった事例もあります。

しかしながら、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対する わいせつ・セクハラ行為の令和5年度懲戒処分は、4年度と同件数の4件が 発生しています。

不祥事を起こした教職員は、禁止されている児童生徒との私的なSNSのやりとりをするなど、当事者意識の低さが考えられます。個人の資質によるところが大きいことから、臨床心理士の面談と原因分析を行った結果を不祥事根絶データベースで共有し、指導に活用していますが、この分析と共有をさらに進めること等で、同様な事件の発生の抑止につなげてください。

教育関係者による児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、被害者を深く傷付け、教育全体への不信につながる深刻な問題です。教育委員会一丸となって、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の根絶に向けた取組をさらに推進してください。

### 【措置の内容】

児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を防止するため、私的なやり取りの禁止や、面談時における単独対応の禁止、自家用車への同乗禁止など、生徒指導に係る共通ルールを令和2年4月に示しています。その上で、年度当初に、学校ごとに具体的なルールを定め、教職員、児童生徒、保護者の共通の認識とするよう周知を図るとともに、そのルールを不祥事根絶取組データベースで共有しています。

不祥事根絶に向け、ルールの明文化を徹底するとともに、毎年度実施する内部監察やコンプライアンス研修を参観に行くなど、策定の状況やルール違反の有無、その違反行為に対する管理職の対応状況などを確認し、必要な指導を行っています。

令和6年度は、令和4年4月に施行された「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関す

る法律」の理解促進のため、専門家による動画研修資料を作成し、教職員の研修に活用すること や児童生徒に対するわいせつ・セクハラ事案が発生した際に、被害の深刻化や心身への影響を最 小限に抑えるため、関係者がそれぞれの役割を迅速に果たし、適切な措置を行えるよう初動対応 マニュアルを策定し周知することとしています。

また、令和2年度から取り組んでいる児童生徒を対象としたセクシャルハラスメントに関する 実態調査を継続して実施し、潜在的事案の早期発見や教員の意識啓発に努めています。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局健康体育課	令和6年9月30日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 自転車運転マナーと自
- 3 内容

自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上

くらし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適 正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運 転マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。

また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時の ヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者 に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込ん だ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりまし た。

そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。

これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に考えていかなければならない課題となっています。

一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校では、令和6年度から全学年で、自転車通学時のヘルメット着用を義務づけているところです。

つきましては、前記条例等に基づき、くらし・環境部、教育委員会、警察 本部で協力して、自転車運転マナーの向上や、自転車乗車時のヘルメット着 用率が向上するよう効果的で実効性のある取組を推進してください。

### 【措置の内容】

県教育委員会ではこれまで、くらし・環境部や警察本部と協力し、交通マナーの向上や自転車 ヘルメット着用の呼びかけを行ってきました。

しかし、生徒にヘルメット着用の意義が十分に浸透しておらず、心理的な抵抗などもあり、県 内公立高校のヘルメット着用率は全国平均と比較しても低い数字となっています。 今後は、近隣の学校の代表生徒が集まる交通安全地域連絡協議会等において、生徒同士で直接 意見交換する場を積極的に設け、ヘルメットの必要性を自分事として理解し、交通マナーが向上 するよう意識の醸成を図っていきます。

また、沼津工業高校の取組を踏まえ、着用を通学許可の条件とする上での課題を整理し、各学校において主体性を尊重しつつ、生徒会やPTA、学校運営協議会等で共通理解を得る取組を進めるよう強く働きかけていきます。

今後も生徒の交通マナーと自転車ヘルメット着用率が向上するよう、くらし・環境部、警察本 部と連携していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
警察本部警務部監察課	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 意見

2 件 名 不祥事根絶への取組

3 内容

警察本部では、定期監察や随時監察を実施して、業務の改善指導や職員に 対する指導教育等に取り組み非違事案・不適正事案の未然防止を図り、県民 の信頼確保に努めています。

令和5年度に入って複数の逮捕者が出たことから、警察本部の部長が各所属に出向いての規範の講話や、本部長のビデオメッセージによる訓示などの 取組を重ねてきました。

しかし、年末には、部下を管理監督する立場にある警部がストーカー規制 法違反及び脅迫の容疑で逮捕され、令和5年度は、直近10年間で最大となる 5人もの逮捕者が出ました。また、令和6年度に入ってからも、空き巣容疑 で警部補が逮捕されています。

これらの不祥事は、県民の警察への信用と信頼を著しく失墜させるものです。

警察本部では、これまでも不祥事の根絶に向け取り組んできました。講話や訓示などの取組を進める中で、職員自身が主体的に考える機会を設け、自分自身を見つめ直すなどの取組も行われ始めています。それぞれの所属において、このように、これまでと視点を変えて、不祥事を自分事として意識する取組も重要だと考えます。不祥事の根絶に向けて、警察職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げた取組を一層強化し、県民の信頼確保に努めてください。

### 【措置の内容】

令和5年度における一連の逮捕事案を踏まえ、緊急通達の発出(7/22)、緊急所属長会議の開催(7/25)、本部長によるビデオメッセージの配信、警察本部各部長等による巡回教養等を実施し、丁寧な身上把握と職務倫理教養の徹底を進めてきました。

令和6年度においても、県下署長会議(4/15)を行い、規律の厳正な保持を指示していたところ、5月にまた別の逮捕事案が発生したことから、改めて緊急通達(5/21)を発出し、職責の自覚と規律の振粛を指示したほか、本部長による各級幹部との個別面談をはじめ、職員間のコミュニケーションの更なる醸成を図り、一歩踏み込んだ身上把握を推し進めております。

また、ピアサポーターを対象とした部外講師による研修会(6/5)を行い、傾聴能力の向上を図り、不安や悩みを抱える職員がより相談しやすい良好な職場環境の醸成に努めております。

さらに今年度からは、それまで行っていた警部昇任試験合格者を対象とした教養に加え、警部補、巡査部長の昇任試験合格者や30代、40代、50代の職員に対する年代別教養など、階級や立場に応じた非違事案防止教養も行っております。

引き続き、実効ある形で不祥事根絶への取組を推進していきます。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
警察本部交通部交通企画課	令和6年9月30日

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 自転車運転
- 3 内容

自転車運転マナーと自転車乗車時のヘルメット着用率の向上

くらし・環境部では、平成31年3月に制定した「静岡県自転車の安全で適 正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者の交通ルールや運転 マナーの遵守を不可欠なものとして、その啓発に取り組んできました。

また、令和5年4月からは、改正道路交通法に基づき、自転車の乗車時の ヘルメット着用が努力義務化され、令和6年5月には、自転車の交通違反者 に反則金を納付させる、いわゆる「青切符」による取締りの導入を盛り込ん だ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることになりまし た。

そのような中、令和5年の県内の自転車関連交通事故件数は3,043件で、前年と比較して135件増加する状況となっています。また、努力義務化されたヘルメットの着用率も、警察庁が令和5年7月に実施した調査では、静岡県は10.6%と全国平均の13.5%よりも低くなっており、令和6年5月に県内の公立高校を対象に実施した教育委員会の調査では約6.5%と、県全体での着用率よりもさらに低い率に留まっています。

これらのことから、自転車の運転マナーの向上と自転車乗車時のヘルメット着用に向けた取組は、静岡県全体として早急に考えていかなければならない課題となっています。

一方、全国では、公立高校における自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件としたり、校則に盛り込むことを県下統一で実施する都県も現れてきています。本県においても、県立沼津工業高校では、令和6年度から全学年で、自転車通学時のヘルメット着用を義務づけているところです。

つきましては、前記条例等に基づき、くらし・環境部、教育委員会、警察 本部で協力して、自転車運転マナーの向上や、自転車乗車時のヘルメット着 用率が向上するよう効果的で実効性のある取組を推進してください。

### 【措置の内容】

高校生が当事者となる自転車事故の割合は全体の約4分の1に及ぶほか、ヘルメットの着用状況は高校生を中心に低迷していることから、県警察では、平素の交通安全教室や広報啓発活動等の活動に加え、高校生を中心とした自転車安全利用やヘルメット着用促進に関する以下の施策を

展開しております。

1 自転車事故抑止緊急対策

自転車事故死者数の対前年比増加を受け、本年6月から8月を「自転車死亡事故抑止に向けた緊急対策期間」と設定し、街頭における自転車指導とヘルメット着用促進の広報啓発活動を推進しました。

2 高校訪問による生徒指導の協力要請

本年2月及び8月には、自転車指導件数や事故が多い等の理由により抽出した高校を警察本部交通企画課長が直接訪問し、当該高校の校長・教頭等に高校生の自転車事故の現況等を説明するとともに、自転車安全利用やヘルメット着用に関する生徒指導の協力依頼を実施しました。

3 警察官と高校生によるヘルメット着用啓発動画の共同制作

本年11月からは、「自転車へルメット着用啓発動画コンテスト」を関係団体と共同開催し、 警察官と高校生自転車マナーアップモデル校生徒との共同制作による短編動画を募ります。本 コンテストで提出を受けた動画については、SNS等の各種媒体で放映する予定であり、幅広 い世代のヘルメット着用機運の醸成を目指します。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
中遠農林事務所〔西部家畜保健衛生所〕	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 指摘

2 件 名 建設工事の不適切な工期設定

3 内 容 中遠農林事務所は、令和4年度に実施した排水機更新工事において、著し

く短い期間を工期とする請負契約を締結していた。

## 【措置の内容】

### 1 事案発生の背景と原因

排水機更新工事の実施に当たり、令和3年度補正予算の成立後、速やかに発注すべきところ、 国や市との予算調整に期間を要したことから、工事発注が令和4年度末となり適正工期の確保が 困難となりました。一方、事業効果の早期発現のためには年度内の発注が必要であることから、 予算の繰越承認後に工期を延期することを入札の条件に附した上で、8日間を契約期間とする請 負契約を締結しました。

事案発生の原因については、著しく短い期間を工期とすることを禁止する建設業法の規定についての認識が不足していたこと、及び所属において予算執行の定期的な進捗管理を行っておらず、問題の早期発見ができなかったことです。

# 2 再発防止策

令和6年10月に建設業法第19条の5の規定を所内会議で再周知し、計画工程表を設計書に添付 して適正な工期を確保できることを明示した上で工事を発注する対応を行っています。

さらに、予算執行においては、課長、班長、担当間で月1回のミーティングを実施し、発注の 時期を確認するなど、進捗管理を行っています。また、発注に向け問題が発生した場合には、本 庁所管課と早期に協議を行い、予算の地区間流用など柔軟な予算執行を実施しています。

加えて、関係機関や関係者との調整状況や資材価格、納入期間などを考慮し、迅速かつ確実に執行できる工事金額を十分に精査した上で必要な予算を確保してまいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
農林技術研究所森林・林業研究センター	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 研究用備品の不適切な管理

3 内 容 森林・林業研究センターは、過去において、物品の現物と台帳との照合を

定期的に行わないなど、物品の適正な管理を怠り、計16件の所在不明備品を

発生させた。

### 【措置の内容】

1 事案発生の原因

本事案については、当センターで、過去において物品の現物と台帳との定期的な照合を行っていなかったこと、備品の全数確認が十分にできておらず、所在不明備品の捜索を本格的に行ってこなかったこと、物品管理に対する職員の意識が希薄であり、職員相互の連携が不足していたことなどが発生の原因です。

## 2 改善措置

事案を受け、以下の改善措置を講じました。

- ・令和6年3月に所在不明の備品16件について、県財産規則に基づく物品亡失報告の手続きを行いました。
- ・令和6年4月22日に全職員を対象とした研修を実施し、物品管理意識を徹底しました。
- ・令和6年5月から6月にかけ、研究担当者以外でも研究用備品の設置場所を確認できる配置図 を作成し、常に備品の所在が確認できる体制を構築しました。
- ・令和6年7月19日に「森林・林業研究センター研究機器管理規程」等を制定しました。
- ・令和6年7月に物品の現物と台帳の照合確認を実施しました。
- ・令和6年8月に「森林・林業研究センター研究機器管理規程」に基づく備品の管理状況報告を 実施しました。

### 3 再発防止策

以下の再発防止策を講じ、適正な物品管理を行っていきます。

- ・物品の現物と台帳の照合を継続的、定期的に実施し、常に物品の所在を把握します。
- ・職員に対する物品管理研修会を毎年実施し、意識啓発を図ります。
- ・担当者が異動する際には引継ぎを徹底します。

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
清水港管理局	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 建設工事の不適切な監督業務

3 内 容 清水港管理局は、令和5年度に発注した保安設備改修工事において、舗装

復旧等の出来形数量が契約内容のとおり施工されていなかった。

## 【措置の内容】

本件は、令和5年度に実施した工事において、主たる工種であるケーブル移設の動作確認のみにより適切な施工と判断し、それ以外の工種である舗装復旧工の出来形数量の確認が欠落していたものです。

発生原因としては、次のとおりです。

- (1) 発注時において設計書と設計図面の整合性がとれていなかったため、正確な出来形数量が 受注者と共有できなかったこと
- (2) 完成時において、契約数量の履行状況を分かりやすくするための数量総括表(設計数量と 出来形数量の対比表) について、「1式」として整理された資料を受理し、出来形不足を 認識しないまま検査手続きを進めてしまったこと
- (3) 担当職員の現場監理の経験が乏しく、関連する別工事への引渡し期限も迫っていたこと 本事案の発生を受けて、受注者から出来形不足分の工事を実施したい旨の申し出があり、令和 6年10月に完了しています。

再発防止策としては、所属内で研修会を開催し、本事案の情報共有を図ったほか、土木工事共 通仕様書による現場監理に関する職員の知識を深めました。また、チェックリストに次の項目を 追加することで、再発防止に努めています。

- (1) 発注時において、設計書と設計図面の整合性を複数体制で審査すること
- (2) 完成届に添付する数量総括表について、契約図書の数量表記に基づく表示を適用し、複数 体制で確認すること (「1式」表示の場合は内訳を確認)

監 査 対 象 機 関	監査結果報告年月日
清水港管理局	令和6年9月30日

1 監査結果の区分 注意

2 件 名 プレジャーボート係留の許可及び調定の遅延

3 内 容 清水港管理局は、プレジャーボート係留施設利用者3人から提出されてい

た使用許可申請書を放置し、許可及び調定が最大10か月遅延していた。

## 【措置の内容】

1 プレジャーボート係留許可の事務処理は、係留施設利用者からの申請に基づき許可を行い、 使用料を調定した上で、納入通知書により利用者に使用料を納付していただくという流れで進 めます。担当者が更新業務に追われ、当該使用許可申請書の事務処理を後回しにしてしまった こと、事務処理が担当者任せになっており、当該使用許可申請書が発見されるまで、事務の遅 延を組織として把握することができなかったことが本件の主な発生原因です。

- 2 プレジャーボートの使用者から許可書が届かないという連絡を受け、課内で確認したところ、3人の許可事務が遅延していたことが判明したため、3人に対し速やかに謝罪し、使用料の納付を受けました。
- 3 このような事態を重く受け止め、以下の再発防止策に取り組んでいます。
- (1) 担当者は、プレジャーボート係留許可用の管理システムにより作成される一覧表で申請書の 受付状況や調定状況をチェックし、申請や調定漏れの有無を把握することとしました。あわ せて、許可や調定の決裁時にも一覧表を添付し、課内の他の職員も事務の進捗状況を確認し ています。
- (2) 受付状況のデータを担当職員以外の職員も確認できる場所に保存し、情報共有の徹底を図っています。
- (3) 先例が少ないなど処理が困難と思われる事案については、相談段階から複数人で対応するとともに、処理状況に応じて、随時、課内で協議することとしています。
- (4) 処理すべき事案が集中した場合には、分担して事案を受け持つようにしています。 このような対策の効果もあり、令和6年度は現時点まで事務の遅延は発生していません。 今後も進捗管理を組織として行い、適切に内部統制を行うように努めます。